（評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）

第百三十二条　医療機関勤務環境評価センターは、法第百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（帳簿の保存）

第百三十三条　医療機関勤務環境評価センターは、法第百四十二条の規定により、法第百三十一条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。

２　法第百四十二条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百三十一条第一項第一号の規定による評価の実施年月日

二　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第三条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （医療法施行規則の準用） **第八条の二**　医療法施行規則第六十一条から第七十九条までの規定は、法附則第十条第一項において医療法第百八条、第百十条及び第百十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**附　則** （新設）

医療法施行規則の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条第三項	法第百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
	同条第六項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第六項
第六十二条	法第百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
	病院又は診療所に勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員である医師を除く。）	介護老人保健施設又は介護医療院に勤務する医師

（評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）

第七十三条　医療機関勤務環境評価センターは、法第百十八条第三項の規定により評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（帳簿の保存）

第七十四条　医療機関勤務環境評価センターは、法第百十九条の規定により、法第百八条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。

２　法第百十九条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百八条第一項第一号の規定による評価の実施年月日

二　（略）